土地閉鎖登記簿の取扱いについて
（お　知　ら　せ）

この度，京都地方法務局伏見出張所の土地閉鎖登記簿のうち，登記情報システムへの移行作業によって閉鎖された登記簿の電子化作業が完了しました。

電子化による取扱いの概要は下記のとおりです。

記

取扱開始日	平成２６年6月２日（月）
土地閉鎖登記簿謄本の取扱い	閉鎖登記簿電子情報をＡ４版に印刷し，これに認証文及び登記官印を付して発行します。
土地閉鎖登記簿閲覧の取扱い	従来の閲覧に変えて，閉鎖登記簿電子情報をＡ４版に印刷したもの（認証文はありません。）を交付します。
請求の方法	窓口請求又は郵送による送付請求は，従前どおりです。情報提供サービス，オンライン送付請求及び情報交換サービスの御利用はできません。
電子化取扱庁	本局不動産登記部門，宮津支局，京丹後支局 舞鶴支局
その他	謄本１通６００円，閲覧１筆４５０円